	に係る訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
	秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者又は利害関係を疎明した第三者は、損害賠償命令事件の記録等
第百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記録等の存する閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製
第百三十三条の四第四項第一号	秘匿対象者	個人特定事項に係る者

5　第一項の決定があった場合において、第三十五条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録（刑事関係記録を除く。）中、当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録されたものであって、第三十五条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十二条第五項前段」とする。

第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第一項中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第四項中「第三十四条から第三十六条まで」を「第三十五条から第三十七条まで」に改め、第七章第四節中同条を第三十九条とする。

第三十七条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第三十八条とする。

第三十六条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条第一項中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とする。

第三十二条第一項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第三十四条」を「第三十五条」に改め、第七章第二節中同条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項中「第二十三条第一項各号」を「第二十四条第一項各号」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第七章第一節中第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一項第一号及び第四号中「第二十三条第一項各号」を「第二十四条第一項各号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十七条第一項第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第六章中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（個人特定事項の秘匿）

第二十二条　裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下同じ。）のうち起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。第四十二条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十二条第一項において同じ。）が同法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときは、第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面（同法第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。第四十二条第一項において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等（同法第三百十二条の二第二項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。第四十二条第一項において同じ。）に記載がないもの（同法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。第四十二条第一項において同じ。）が同法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときも、同様とする。

2　民事訴訟法第百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中同法第二十二条第一項の決定（第百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「同法第十九条及び第二十条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

3　民事訴訟法第百三十三条の二第二項及び第百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条の二第二項	申立てにより、決定で	決定で	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項又は第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者
	訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項	和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項に規定する和解記録をいう。第百三十三条の四第一項及び第二項において同じ。）中同法第二十二条第一項の決定（第百三十三条の四第一項及び第四項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、和解記録
	秘匿決定に係る秘匿対象者	個人特定事項に係る者	
第百三十三条の四第一項	者は、訴訟記録等	当事者	
第百三十三条の四第二項	訴訟記録等の存する訴訟記録等の閲覧等	の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付	